

予定利率設定の年金数理人による 確認とそのポイントについて

対象	DB 厚年基金	DC 資産運用	退職金 会計基準	その他 その他
内容	法令通知	財政運営		

※ご参考に厚年基金以外のお客様にも送信しています。

ポイント

- 2017年1月の法改正により、2018年1月以降を基準日とする財政計算から、行政宛て提出する「財政再計算報告書」に積立金の運用収益の長期の予測（以下「期待収益率」）を記載することとなりました。
- 年金数理人が「予定利率が期待収益率に基づき合理的に定められているか」を確認するにあたってのポイントは以下のとおりです。
 - ・期待収益率が予定利率を上回っている場合、適正。
 - ・期待収益率が予定利率より低くても、積立剰余の水準を考慮すれば、当分の間積立不足に陥る可能性は低い場合、適正。
 - ・期待収益率が予定利率より低く、積立不足に陥るまたは拡大する懸念がある場合、合理的な理由が必要。
- 2018年4月より、原則すべての確定給付企業年金制度について、政策的資産構成割合の策定が義務付けられます。政策的資産構成割合の策定時はもとより、既に政策的資産構成割合を策定している場合を含め、予定利率と期待収益率との関係が適切になっているかどうか確認することをお勧めします。

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

法改正と「財政再計算報告書」への期待収益率の記載

- ✓ 2018年1月1日以降を計算基準日とする財政計算から、2017年1月の法改正の反映（財政悪化リスク相当額の算定等）が必須になります。
- ✓ 予定利率の設定について法改正はなされていませんが、財政計算時に行政へ提出する「財政再計算報告書」において、従前から記載していた予定利率に加え、期待収益率を記載することとなりました。

< 財政再計算報告書(抜粋) >

様式 C4-U 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式		
予定利率 (%)	()	予定利率が期待収益率に基づき合理的に設定されているか。年金数理人が確認
基準死亡率に乗じた率		
加入者		
受給者及び待期者	()	()
障害給付金受給者	()	()
[備考]		
確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測	:	2.00%
		備考欄に、期待収益率を記載します。

期待収益率記載で何がかわるか

- ✓ 法令上、予定利率は以下の基準に基づき定めることとされています。
 - 「積立金の運用収益の長期の予測に基づき、合理的に定められるものとする。」
(=期待収益率) (確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号)
但し、下限予定利率を下回らないこととされています。
- ✓ 今回の変更で、お客様の実務に影響する内容は以下の通りです(弊社総幹事の場合)。
 - ① (予定利率設定の基準や方法については何ら変わりません。)
 - ② 財政再計算時に、期待収益率を、弊社宛てご提示いただく必要があります。
 - ③ 期待収益率と予定利利率の関係が「合理的」でないと懸念されるときは、弊社より、その理由についてご質問させていただき、場合によって「財政再計算報告書」に所見を付させていただきます。

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

予定利率と期待収益率(弊社における確認の流れ)

- ✓ 財政計算の際、弊社では以下の流れで予定利率と期待収益率の整合性について確認を行います。

事業報告書に記載の期待収益率(原則)

※「財政再計算にかかるアンケート」等で提示いただきます。
なお、年金数理人は期待収益率自体の検証を行うわけではありません。

期待収益率が予定利率とおおむね同程度、または上回っている場合

Yes

適正に予定利率が設定されていると判断します。

No

期待収益率は予定利率より低いものの、積立剰余の水準を考慮すれば、負債の増加を上回る資産の伸びが期待できる。

Yes

適正に予定利率が設定されていると判断します。

No

期待収益率は予定利率より低いものの、積立剰余の水準を考慮すれば、当分の間積立不足に陥る可能性は低い。

Yes

適正に予定利率が設定されていると判断します。

No

上記のいずれにも該当しない場合、期待収益率が低い理由※について、お問い合わせさせていただき、ご回答内容に基づき個別に判断いたします。(必要に応じ行政宛て提出書類に年金数理人が所見を付す場合があります。)

※ 期待収益率が低い理由としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- 政策的資産構成割合については翌年度見直すこととしている。
- 政策的資産構成割合に対して超過収益が期待できる実際のポートフォリオでは、必要な利回りを達成している
- 特別掛金設定により過去の積立不足を解消しているところであり、この間の市場の急落による新たな不足金発生を防ぐため、運用リスクを抑制している。

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

政策的資産構成割合策定時の期待収益率の確認の勧め

✓ 年金ガバナンス強化に伴う政策的資産構成割合の説明責任

- 2018年4月より、原則すべての確定給付企業年金に運用基本方針ならびに政策的資産構成割合の策定と加入者への周知等が義務化されるなど、年金ガバナンスが強化されます。
- 政策的資産構成割合策定時はもとより、既に政策的資産構成割合を策定している場合を含め、予定利率と期待収益率との関係が適切になっているかどうか確認することをお勧めします。
- (予定利率と比して)期待収益率の低いリスク抑制的な政策的資産構成割合を策定する際は、将来の年金財政に与える影響も含めて検討し、その合理性を関係者に説明できるようにしておくことが重要です(なお、政策的資産構成割合は変えず、許容乖離幅の範囲で実践ポートフォリオの資産構成割合を変更する運営方法もあります)。

✓ 期待収益率とリスクの事業報告書への記入について

- 財政決算時に作成する事業報告書には、政策的資産構成割合、期待収益率、リスク等を記載することになります。
- 前回の政策的資産構成割合策定時に算定した期待収益率とリスクを記載する方法、それ以降の市場見通しの変更に伴う、各資産の期待収益率等の見直しを反映させる方法があります(後者の場合、期待収益率が政策的資産構成割合策定時と変わってしまうことに留意が必要です)。

様式C6-イ

平成 年 月 日

□□□□□事業報告書
(決算日) 基金番号 _____

1. 適用状況
実施事業所数及び加入者数 (単位:人)
実施事業所数 _____ 加入者数 _____

5. 資産運用状況
(1) 政策的資産構成割合等 (単位:%)

構成割合	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合								

※ 小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク	予定利率	調整率
%	%		

※ 小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。 政策的資産構成割合に基づく期待収益率とリスクを記載 無

策定日: 年 月 日

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等に確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。